

改定上限入浴料金の検討(追加分) (平成30年標準浴場 47施設 (個人経営36施設 法人経営11施設) の1浴場平均 単位(円))

資料1

年間入浴料金収入	(ア)	15,259,396
営業外収入	(イ)	1,867,637
営業外収入(イ)の収益(収入×30%)	(ウ)	560,291

H30年調査当時の料金 大人440円 中人150円 小人60円
年間営業日数 312日
1日平均利用者数大人換算 111人

利用者割合 (大人93% 中人4% 小人3%)
----------------------------

年間営業費用	(A)	(B)
	H30年実績	(A)の消費税10%換算
1 人件費(注3, 4)	4,155,435	4,155,435
2 水道料(*)	817,242	832,376
3 燃料費(*)	1,981,157	2,017,845
4 電気料(*)	2,087,734	2,126,396
5 借地借家料	1,110,613	1,110,613
6 消耗品費(*)	580,607	591,359
7 保険料	238,969	238,969
8 旅費通信費(*)	155,837	158,723
9 会費交際費(*)	118,732	120,931
10 減価償却費	1,038,222	1,038,222
11 修繕費(*)	872,365	888,520
12 公租公課(**)	849,590	990,881
13 支払利子	67,623	67,623
14 雑費(*)	476,231	485,050
15 建物再調達費(注5)		
16 事業報酬(注6)		
合計	(エ) 14,550,357	14,822,942

(C)			
改定入浴料金 算定欄			
【(B) + 個人事主分人件費(注3, 4) + 建物再調達費 + 事業報酬】			
(C)-①	(C)-②	(C)-③	(C)-④
150万	180万	210万	240万
5,524,077	5,763,382	6,002,687	6,241,992
	832,376		
	2,017,845		
	2,126,396		
	1,110,613		
	591,359		
	238,969		
	158,723		
	120,931		
	1,038,222		
	888,520		
	990,881		
	67,623		
	485,050		
	556,209		
	324,424		
17,072,218	17,311,523	17,550,828	17,790,133

営業者代表提案追加分
勤労統計(規模1~4人)以上生活サービス業(一般労働者のみに推定)から換算
395万
7,478,401
同左
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
19,026,542

入浴料金収入のみ	1日あたりの営業費用 (エ) ÷ 年間営業日(312日)	(オ)
	1日大人1人あたりの営業費用 (入浴料金) (オ) ÷ 111人	(カ)
	(カ) - 450円	

54,719	55,486	56,253	57,020
493.0	499.9	506.8	513.7
43.0	49.9	56.8	63.7

60,983
549.4
99.4

営業外収入反映	1日あたりの営業費用 (エ) - (ウ) ÷ 年間営業日(312日)	(キ)
	1日大人1人あたりの営業費用 (入浴料金) (キ) ÷ 111人	(ク)
	(ク) - 450円	

52,923	53,690	54,457	55,224
476.8	483.7	490.6	497.5
26.8	33.7	40.6	47.5

59,187
533.2
83.2

参考 営業費用に占める人件費割合(人件費/営業費用合計(エ))

32%	33%	34%	35%	39%
-----	-----	-----	-----	-----

## 改定上限額入浴料金の算定 注釈説明

注1 (\*) 消費税対象項目 (10% :  $\times 1.1 / 1.08$ )

注2 (\*\*) H30年実績の入浴料金収入をもとに 10%時を算出

H30年時の消費税額を差し引いて10%時の消費税額を加える

「公租公課」 - 「年間料金収入」  $\times 0.08 / 1.08 \times 0.5$

+ 「年間料金収入」  $\times 0.1 / 1.08 \times 0.5$

○簡易課税制度

「納付する消費税」 = 「売上に係る消費税額」 - 「売上に係る消費税額」

$\times 0.5$  (みなし仕入率)

注3 (C)列の個人事業主分一律人件費設定額 ①150万~④240万

注4 人件費増加率

「R元年大阪府内企業賃金改定状況」 2.11%

「R2年大阪府内企業賃金改定状況」 1.99%

$1.0211 \times 1.0199 = 1.041$  (H30年からの賃上げ率4.1%)

なお、人件費増加率の加味は、(B)の人件費に注3の個人事業主分人件費一律の設定額を算入したのち、人件費額全体に増加率を加味

注5 建物再調達費 平成29年経営調査を元に建物(附属物含む)

帳簿価格の5%  $\Rightarrow$  556,209円

注6 事業報酬 平成29年経営調査を元に資本金の10%

法人経営 493,333円

入浴料金収入 個人経営/法人経営=55.3%

個人経営(法人経営の55.3%として) 272,813円を計上

$(272,813 \times 36 + 493,333 \times 11) \div (36 + 11) = 324,424$ 円

基礎調査等における人件費の調査結果（実績）と賃金給与に関する各種統計データの比較表（追加分）

1人あたり 人件費	基礎調査等における人件費の調査結果(実績)	賃金給与に関する各種統計データ
150万	①【個人】個人事業主分人件費 H30年標準浴場	
160万	④【個人】家族従業員給与 H30年標準浴場 ⑤【個人】常時雇用者給与 H30年標準浴場	
190万	②【個人】個人事業主分人件費 H29年標準浴場	
200万	⑦【法人】従業員給与(代表者報酬除く) H29年標準浴場	
220万		(B)府勤労統計調査特別調査(1~4人)(生活関連サービス業)
240万	③【法人】代表者報酬 H29年標準浴場	(F)府最低賃金(8時間労働、312日換算)
250万	⑥【法人】1人あたり人件費(法人代表者報酬含む) H30年標準浴場	(C)府勤労統計調査(5人以上)(生活関連サービス業)
260万		(A)府勤労統計調査特別調査(1~4人)(全産業平均)
270万		(G)府最低賃金(9時間労働、312日換算)
300万		(H)府最低賃金(10時間労働、312日換算)
400万		(追加)府勤労統計調査特別調査(1~4人)(一般労働者類推) (D)府勤労統計調査(5人以上)全産業平均
460万		(E)府勤労統計調査(5人以上)生活関連サービス業(一般労働者)

大阪府入浴料金審議会経過

資料 3 - 1

改定年月日	大人 12才以上	中人 6才以上 12才未満		小人 6才未満		備考 (消費税)
49. 2. 1	60	25	42%*	10	17%*	
49. 5. 10	75	30	40%	15	20%	
50. 5. 21	90	40	44%	20	22%	
51. 5. 21	110	45	41%	25	23%	
52. 5. 20	130	45	35%	30	23%	
53. 5. 14	140	50	36%	30	21%	
54. 5. 21	155	60	39%	35	23%	
55. 2. 15	165	60	36%	35	21%	
55. 7. 10	180	75	42%	40	22%	
56. 6. 10	190	90	47%	50	26%	
57. 6. 18	200	100	50%	50	25%	
58. 6. 24	据 置 き					
59. 6. 21	220	110	50%	50	23%	
60. 6. 28	据 置 き					
61. 9. 6	据 置 き					
62. 7. 17	230	110	48%	50	22%	
63. 8. 12	据 置 き					
H元. 7. 26	240	120	50%	60	25%	3%
2. 8. 3	250	120	48%	60	24%	
3. 10. 1	270	120	44%	60	22%	
4. 9. 10	280	120	43%	60	21%	
5. 8. 15	290	120	41%	60	21%	
7. 1. 23	300	120	40%	60	20%	
7. 10. 1	310	130	42%	60	19%	
8. 9. 1	320	130	41%	60	19%	
9. 9. 20	335	130	39%	60	18%	5%
10. 10. 30	340	130	38%	60	18%	
11. 10. 8	350	130	37%	60	17%	
12. 10. 20	360	130	36%	60	17%	
13. 8. 22	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。					
14. 9. 4	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。					
15. 9. 10	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。					
16. 12. 7	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。					
17. 10. 21	390	130	33%	60	15%	
18年度						
20. 4. 21	410	130	32%	60	15%	
20~24年度						
26. 4. 16	440	150	34%	60	14%	8%
26~30年度	審議会を開催せず					
R1. 10. 1	450	150	33%	60	13%	10%

\*数字 中人料金／大人料金 、 小人料金／大人料金

入浴料金審議会経過

改定年月日 (実施)	大人 円	中人 円	小人 円	所要改定率 (A) %	実質改定率 (B) %	差 % (A)-(B)	大人換算 差額 円	ピーク 階層幅	個人経営 調査浴場幅	平均 入浴人員	標準浴場の条件 参考	資本報酬 (%)	公共共合 (%)	備 考
49.2.1	60	25	10	109.81	108.333	1.477	0.88	-	-	-	-	-	暫定改定	
49.5.10	75	30	15	125.643	125.427	0.216	0.14	301-350	201-450	342	-	9.00		
50.5.21	90	40	20	120.792	121.803	1.011	0.22	251-300		309	-	8.50		
51.5.21	110	45	25	123.476	121.803	1.673	1.65	"		280	-	6.50		
52.5.20	130	45	30	119.840	117.366	2.474	2.37	"		276	-	5.00		
53.5.14	140	50	30	109.091	107.553	1.538	2.17	"	151-400	258	-	3.50	大人券7月-9月(2円割引)	
54.5.21	155	60	35	113.774	111.334	2.440	3.17	201-250		250	-	4.25	大人券10枚1,800円	
55.2.15	165	60	35	109.177	105.904	3.273	5.54	-		250	-	6.25	大人券10枚1,590円 暫定改定	
55.7.10	180	75	40	112.798	109.974	2.824	4.15	"		238	※1	9.00	大人券10枚1,700円	
56.6.10	190	90	50	108.665	106.996	1.669	3.29	151-200		221	-	6.25	大人券10枚1,800円・中人券10枚850円・小人券10枚450円	
57.6.18	200	100	50	107.504	105.365	2.139	4.15	"		219	-	5.50	大人券10枚2,000円・中人券10枚950円・小人券10枚450円	
58.6.24	220	110	50	106.17	100.00	6.170	13.71	"		210	-	8%	大人券10枚1,900円・中人券10枚950円・小人券10枚450円	
59.6.21	220	110	50	110.920	109.591	1.329	2.95	"		207	-	5.00	大人券10枚2,000円・中人券10枚1,000円・小人券10枚450円	
60.6.28	220	110	50	103.384	100.00	3.384	8.94	"		207	-		"	
61.9.6	220	110	50	106.13	100.00	6.13	14.93	"		207	-		"	
62.7.17	230	110	50	105.013	104.300	0.713	1.65	"		207	※	2.50	大人券10枚2,100円・中人券10枚1,000円・小人券10枚450円 入浴料金算定一部改定	
63.8.12	240	120	60	104.45	100.00	4.45	10.79	"		204	※	3.25	大人券10枚2,200円・中人券10枚1,100円・小人券10枚550円	
H元.7.26	240	120	60	109.685	104.763	4.949	12.02	"		202	※	5.25	大人券10枚2,300円・中人券10枚1,100円・小人券10枚550円	
2.8.3	250	120	60	110.415	103.930	6.485	16.49	"	151-400	198	-	5.50	大人券10枚2,500円・中人券10枚1,100円・小人券10枚550円	
3.10.1	270	120	60	113.02	107.58	5.44	14.37	101-150		195	-	3.25	大人券10枚2,800円・中人券10枚1,100円・小人券10枚550円	
4.9.10	280	120	60	111.66	103.52	8.14	23.13	151-200		197	-	2.50	大人券10枚2,650円・中人券10枚1,100円・小人券10枚550円	
5.8.15	290	120	60	111.89	103.40	8.49	24.96	"		197	-	1.75	大人券10枚2,750円・中人券10枚1,100円・小人券10枚550円	
7.1.23	300	120	60	111.07	103.29	7.78	23.66	101-150		195	-	1.00	大人券10枚2,850円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
7.10.1	310	130	60	110.00	103.46	6.54	20.53	"		193	-	0.50	大人券10枚2,950円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
8.9.1	320	130	60	108.19	103.08	5.11	16.62	"		189	-		大人券10枚3,100円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
9.9.20	335	130	60	109.44	104.48	4.96	16.63	"		182	-		大人券10枚3,150円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
10.10.30	340	130	60	108.69	101.43	7.26	25.41	"		173	-		大人券10枚3,200円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
11.10.8	350	130	60	111.69	102.81	8.88	31.55	"		159	-		大人券10枚3,300円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
12.10.20	360	130	60	112.37	102.74	9.63	35.19	"		155	-		大人券10枚3,300円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
13.8.22								"		147			大人券10枚3,300円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
14.9.4								51-100		137			大人券10枚3,300円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
15.9.10								"		132			大人券10枚3,300円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
16.12.7								"		126			大人券10枚3,300円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
17.10.21	390	130	60	125.79	107.99	17.80	66.79	"	101-400	122	※2	0.10	大人券10枚3,600円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
18年度								"		119	※2		大人券10枚3,600円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
20~24年度								"	51-400	110	※2	0.75	大人券10枚3,800円・中人券10枚1,200円・小人券10枚550円	
26.4.16	440	150	60	112.19	107.31	4.88	20.01	51-100	1-350	105	※2	0.3	大人券10枚4,200円・中人券10枚1,400円・小人券10枚550円	
26~30年度								"					大人券10枚4,200円・中人券10枚1,400円・小人券10枚550円	
R1.10.1	450	150	60	103.48	102.27	1.21	5.3	51-100	1-250	115	※2	0.3	大人券10枚4,300円・中人券10枚1,400円・小人券10枚550円	

※1 代際分を最終的に含む ※2 上水道 青色申告

全国公衆浴場入浴料金統制額（令和3年8月1日現在）

資料4

No	都道府県名	施行年月日					普通浴場数 (R2.3)
			大人	中人	小人	洗髪	
1	北海道	令和 元年 10月 1日	450	140	70	0	256
2	青森県	平成 28年 3月 1日	450	150	60	0	287
3	岩手県	令和 2年 4月 1日	480	170	80	0	18
4	宮城県	平成 27年 4月 1日	440	140	80	0	7
5	秋田県	平成 31年 1月 1日	460	130	90	0	13
6	山形県	平成 7年 4月 1日	300	120	80	0	1
7	福島県	平成 30年 4月 1日	450	150	90	0	10
8	茨城県	平成 10年 3月 1日	350	130	70	0	2
9	栃木県	平成 26年 7月 15日	420	180	90	0	8
10	群馬県	平成 26年 9月 1日	400	180	80	0	18
11	埼玉県	令和 2年 4月 1日	450	180	70	0	45
12	千葉県	令和 元年 10月 1日	450	170	70	0	46
13	東京都	令和 3年 8月 1日	480	180	80	0	522
14	神奈川県	令和 2年 9月 1日	490	200	100	0	134
15	新潟県	令和 2年 4月 1日	440	150	70	0	26
16	富山県	令和 元年 10月 1日	440	140	60	0	82
17	石川県	令和 2年 3月 1日	460	130	50	0	71
18	福井県	令和 2年 4月 1日	450	160	70	0	18
19	山梨県	令和 元年 12月 1日	430	170	70	0	23
20	長野県	平成 26年 3月 1日	400	150	70	0	33
21	岐阜県	令和 元年 10月 1日	460	160	80	0	21
22	静岡県	令和 元年 10月 1日	450	180	90	0	17
23	愛知県	平成 31年 4月 1日	440	150	70	0	85
24	三重県	令和 3年 1月 1日	440	150	70	0	32
25	滋賀県	令和 2年 5月 1日	450	150	100	0	16
26	京都府	令和 元年 10月 1日	450	150	60	0	163
27	大阪府	令和 元年 10月 1日	450	150	60	0	485
28	兵庫県	令和 元年 10月 1日	450	160	60	0	161
29	奈良県	令和 元年 10月 1日	440	160	80	0	22
30	和歌山県	令和 元年 10月 1日	440	150	80	0	29
31	鳥取県	令和 3年 4月 1日	450	150	80	0	15
32	島根県	平成 17年 9月 6日	350	130	70	0	2
33	岡山県	令和 元年 10月 1日	430	160	70	0	16
34	広島県	令和 元年 10月 1日	450	200	100	0	51
35	山口県	平成 27年 4月 10日	420	150	80	0	24
36	徳島県	平成 26年 12月 1日	400	150	70	0	24
37	香川県	平成 27年 12月 1日	400	150	60	0	18
38	愛媛県	平成 26年 9月 1日	400	150	60	0	34
39	高知県	平成 26年 12月 1日	400	150	60	0	9
40	福岡県	令和 元年 10月 1日	450	180	70	0	38
41	佐賀県	平成 8年 2月 15日	280	130	80	50	1
42	長崎県	平成 19年 3月 15日	350	150	80	0	16
43	熊本県	平成 26年 12月 1日	400	150	80	0	58
44	大分県	平成 19年 1月 12日	380	150	70	0	152
45	宮崎県	平成 20年 2月 1日	350	130	60	0	15
46	鹿児島県	令和 元年 10月 1日	420	150	80	0	271
47	沖縄県	平成 18年 2月 11日	370	170	100	0	3

府除く平均

422

155

75

営業者代表者 提案額算定根拠

大阪府（年報）「毎月勤労統計調査 地方調査 令和元年」

(パートタイム労働者含む)

(1)	規模5人以上 444万円	時間給 1,780円 (年額÷年間労働時間) 1,780円×8H×312日	I 調査結果 ・第2表 産業別賃金（規模5人以上） 生活関連サービス業、娯楽業 年額 2,470,056円 ・第6表 産業別労働時間（規模5人以上） 生活関連サービス業、娯楽業 年間 1,387時間
(2)	規模1～4人 316万円	時間給 1,267円 (月額÷月間労働時間) 1,267円×8H×312日	小規模事業所（常用労働者1～4人）の賃金、労働時間等の調査結果 ・第1表 産業別大中分類別、性別、きまって支給する現金給与額…… 生活関連サービス業、娯楽業 月額179,838円 月労働時間 144.54時間（7.3時間（1日）×19.8日） ・第2表 産業別大中分類別、性別、特別に支払われた現金給与額…… 生活関連サービス業、娯楽業 年間 40,061円

(一般労働者のみ)

(3)	規模5人以上 556万円	時間給 2,229円 (月額÷月間労働時間) 2,229円×8H×312日	III 就業形態別集計結果 ・第1表 就業別形態別・産業別賃金（規模5人以上） 生活関連サービス業、娯楽業 月額381,177円 月労働時間 171時間
(4)	規模1～4人 395万円	時間給 1,583円 395万円÷312日÷8H	就業形態別集計結果で小規模事業所（常用労働者1～4人）の調査結果は、未掲載のため パート労働者含む（規模5人以上）と（常用労働者1～4人）の比率で算出 $316万円（常用労働者1～4人）÷444万円（規模5人以上）=0.711$ $556万円×0.711=395万円$

## 【根拠法令・条例】

○物価統制令（昭和21年3月3日勅令第118号）

第4条 主務大臣物価が著しく昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第7条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

○物価統制令施行令（昭和27年7月31日政令第319号）

（都道府県が処理する事務等）

第11条 次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

- 1 令第3条第1項但書の規定による許可
- 2 令第8条ノ2但書の規定による別段の定及び許可
- 2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。
- 3 第1項の場合においては、令及びこの政令同項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- 4 第1項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第4条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

（昭和32年9月12日厚生省令第38号）

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び物価統制令施行令（昭

和27年政令第319号）第11条の規定に基づき、並びに物価統制令を実施するため、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令を次のように定める。

（公衆浴場入浴料金）

第1条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 12才以上の者についての入浴料金
- 二 6才以上12才未満の者1人についての入浴料金
- 三 6才未満の者1人についての入浴料金

（都道府県知事による統制額の指定）

第2条 都道府県知事は、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項の規定に基づき、前条第1項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

（昭和30年3月厚生省告示第58号の廃止）

第3条 昭和30年3月厚生省告示第58号は、廃止する。

（施行期日）

第1条 この省令は、平成12年4月1日から施行する。



○大阪府附属機関条例

昭和二十七年十二月二十二日  
大阪府条例第三十九号

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。  
2 前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

別表第一(第二条関係)

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府公衆浴場入浴料金審議会	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定についての調査審議に関する事務

○大阪府公衆浴場入浴料金審議会規則

昭和四十八年五月七日  
大阪府規則第六十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府公衆浴場入浴料金審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 公衆浴場営業者の意見を代表する者
- 三 利用者又は消費者の意見を代表する者
- 四 市町村長
- 五 関係行政機関の職員

3 委員(前項第四号及び第五号に掲げる者のうちから任命された委員を除く。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、これを招集しなければならない。

3 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができな  
い。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決  
するところによる。

(報酬)

第五条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。

(費用弁償)

第六条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条  
例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、健康医療部において行う。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会  
長が定める。

附 則(平成二八年規則第八二号)

この規則は、公布の日から施行する。

環衛第1834号  
令和2年11月2日

大阪府公衆浴場入浴料金審議会会長 様

大阪府知事 吉村 洋文



公衆浴場入浴料金の指定等について（諮問）

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により指定した大阪府における現行入浴料金の改定の要否並びにその必要がある場合における改定額について、貴審議会に諮問します。

担 当 大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課  
生活衛生グループ 浅野・吉田  
電 話 06-6944-9910（ダイヤルイン）  
F A X 06-6944-6707  
E-mail kankyoeisei-g06@sbox.pref.osaka.lg.jp